

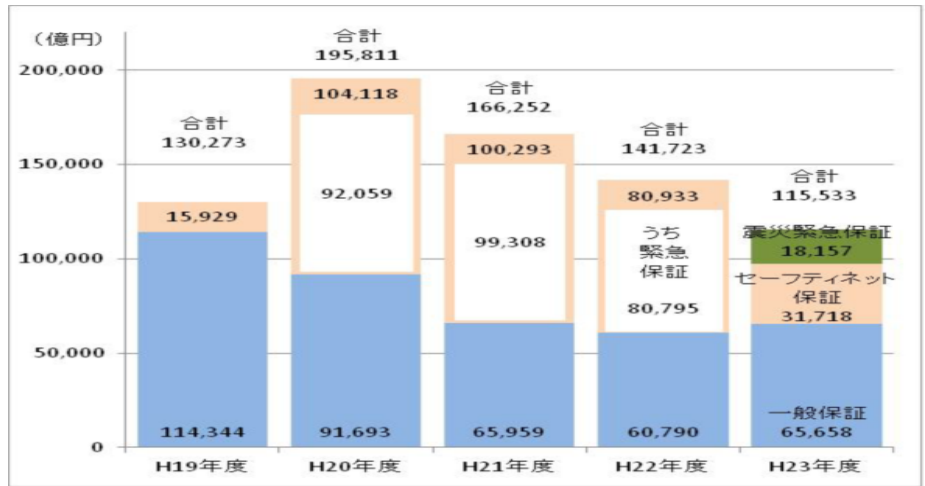
平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減				
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 78 条第 1 項）				
要 望 の 内 容	<p>信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記を行う際の登録免許税について担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する措置の適用期限を、平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1489 943"> <tr> <td data-bbox="874 846 1220 943">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 846 1489 943">－ 百万円 （▲600 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲600 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲600 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。</p> <p>中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。また、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針においては、政府が具体的に取組を進めることの一つに「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが明記され、その政策的重要性が改めて示されている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>信用補完制度は、平成 23 年度に約 11 兆 5,533 億円の保証承諾をしており、平成 23 年度末に約 34 兆 4,464 億円の保証債務残高があるなど、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている。信用補完制度は信用保証協会法及び中小企業信用保険法に基づくものであり、中小企業者等に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険（日本政策金融公庫による信用保険）によって中小企業者等の信用力を補完し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図っている。</p> <p>本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与するため、必要不可欠な施策である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心																																																																																																									
		政策の達成目標	信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。 ※本政策は、信用補完制度に加えて政府系金融機関による融資も併せて実行することにより達成を目指すものである。 (指標：保証承諾実績、資金繰りDI)																																																																																																									
		租税特別措置の適用又は延長期間	現行措置の2年間延長 (期間：平成25年4月1日～平成27年3月31日)																																																																																																									
		同上の期間中の達成目標	有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担をできる限り軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。																																																																																																									
		政策目標の達成状況	<p>中小企業者等の資金繰りは、平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月の東日本大震災の影響を受けたが、「緊急保証」(平成20年10月31日～平成23年3月31日)や「東日本大震災復興緊急保証」(平成23年5月23日～)等の対策により下支えしており、足元は改善傾向にある。</p> <p>緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加しなかったが、保証承諾に占める割合(金額)は、平成20年度以降、一定で推移(11%～13%程度)している。本特例措置は有担保保証に係る信用補完制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。</p> <p>信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があったものと考えられる。</p> <p>【資金繰りDI】</p> <table border="1"> <caption>資金繰りDIの推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>中小企業全体</th> <th>小規模企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>04年1-3月</td><td>-20.0</td><td>-22.0</td></tr> <tr><td>04年4-6月</td><td>-20.5</td><td>-23.0</td></tr> <tr><td>04年7-9月</td><td>-20.0</td><td>-22.0</td></tr> <tr><td>04年10-12月</td><td>-19.5</td><td>-21.5</td></tr> <tr><td>05年1-3月</td><td>-19.0</td><td>-21.0</td></tr> <tr><td>05年4-6月</td><td>-18.5</td><td>-20.5</td></tr> <tr><td>05年7-9月</td><td>-18.0</td><td>-20.0</td></tr> <tr><td>05年10-12月</td><td>-17.5</td><td>-19.5</td></tr> <tr><td>06年1-3月</td><td>-17.5</td><td>-19.5</td></tr> <tr><td>06年4-6月</td><td>-17.5</td><td>-19.5</td></tr> <tr><td>06年7-9月</td><td>-17.5</td><td>-19.5</td></tr> <tr><td>06年10-12月</td><td>-17.5</td><td>-19.5</td></tr> <tr><td>07年1-3月</td><td>-17.5</td><td>-19.5</td></tr> <tr><td>07年4-6月</td><td>-18.0</td><td>-20.0</td></tr> <tr><td>07年7-9月</td><td>-19.0</td><td>-21.0</td></tr> <tr><td>07年10-12月</td><td>-20.0</td><td>-22.0</td></tr> <tr><td>08年1-3月</td><td>-21.0</td><td>-23.0</td></tr> <tr><td>08年4-6月</td><td>-22.0</td><td>-24.0</td></tr> <tr><td>08年7-9月</td><td>-23.0</td><td>-25.0</td></tr> <tr><td>08年10-12月</td><td>-24.0</td><td>-26.0</td></tr> <tr><td>09年1-3月</td><td>-36.2</td><td>-37.5</td></tr> <tr><td>09年4-6月</td><td>-35.0</td><td>-36.0</td></tr> <tr><td>09年7-9月</td><td>-33.0</td><td>-34.0</td></tr> <tr><td>09年10-12月</td><td>-31.0</td><td>-32.0</td></tr> <tr><td>10年1-3月</td><td>-29.0</td><td>-30.0</td></tr> <tr><td>10年4-6月</td><td>-27.0</td><td>-28.0</td></tr> <tr><td>10年7-9月</td><td>-26.0</td><td>-27.0</td></tr> <tr><td>10年10-12月</td><td>-25.0</td><td>-26.0</td></tr> <tr><td>11年1-3月</td><td>-23.0</td><td>-24.0</td></tr> <tr><td>11年4-6月</td><td>-26.8</td><td>-28.6</td></tr> <tr><td>11年7-9月</td><td>-24.0</td><td>-25.0</td></tr> <tr><td>11年10-12月</td><td>-22.0</td><td>-23.0</td></tr> <tr><td>12年1-3月</td><td>-20.0</td><td>-21.0</td></tr> <tr><td>12年4-6月</td><td>-18.5</td><td>-20.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：中小企業景況調査(中小企業庁))</p>	時期	中小企業全体	小規模企業	04年1-3月	-20.0	-22.0	04年4-6月	-20.5	-23.0	04年7-9月	-20.0	-22.0	04年10-12月	-19.5	-21.5	05年1-3月	-19.0	-21.0	05年4-6月	-18.5	-20.5	05年7-9月	-18.0	-20.0	05年10-12月	-17.5	-19.5	06年1-3月	-17.5	-19.5	06年4-6月	-17.5	-19.5	06年7-9月	-17.5	-19.5	06年10-12月	-17.5	-19.5	07年1-3月	-17.5	-19.5	07年4-6月	-18.0	-20.0	07年7-9月	-19.0	-21.0	07年10-12月	-20.0	-22.0	08年1-3月	-21.0	-23.0	08年4-6月	-22.0	-24.0	08年7-9月	-23.0	-25.0	08年10-12月	-24.0	-26.0	09年1-3月	-36.2	-37.5	09年4-6月	-35.0	-36.0	09年7-9月	-33.0	-34.0	09年10-12月	-31.0	-32.0	10年1-3月	-29.0	-30.0	10年4-6月	-27.0	-28.0	10年7-9月	-26.0	-27.0	10年10-12月	-25.0	-26.0	11年1-3月	-23.0	-24.0	11年4-6月	-26.8	-28.6	11年7-9月	-24.0	-25.0	11年10-12月	-22.0	-23.0	12年1-3月	-20.0	-21.0	12年4-6月	-18.5	-20.6
時期	中小企業全体	小規模企業																																																																																																										
04年1-3月	-20.0	-22.0																																																																																																										
04年4-6月	-20.5	-23.0																																																																																																										
04年7-9月	-20.0	-22.0																																																																																																										
04年10-12月	-19.5	-21.5																																																																																																										
05年1-3月	-19.0	-21.0																																																																																																										
05年4-6月	-18.5	-20.5																																																																																																										
05年7-9月	-18.0	-20.0																																																																																																										
05年10-12月	-17.5	-19.5																																																																																																										
06年1-3月	-17.5	-19.5																																																																																																										
06年4-6月	-17.5	-19.5																																																																																																										
06年7-9月	-17.5	-19.5																																																																																																										
06年10-12月	-17.5	-19.5																																																																																																										
07年1-3月	-17.5	-19.5																																																																																																										
07年4-6月	-18.0	-20.0																																																																																																										
07年7-9月	-19.0	-21.0																																																																																																										
07年10-12月	-20.0	-22.0																																																																																																										
08年1-3月	-21.0	-23.0																																																																																																										
08年4-6月	-22.0	-24.0																																																																																																										
08年7-9月	-23.0	-25.0																																																																																																										
08年10-12月	-24.0	-26.0																																																																																																										
09年1-3月	-36.2	-37.5																																																																																																										
09年4-6月	-35.0	-36.0																																																																																																										
09年7-9月	-33.0	-34.0																																																																																																										
09年10-12月	-31.0	-32.0																																																																																																										
10年1-3月	-29.0	-30.0																																																																																																										
10年4-6月	-27.0	-28.0																																																																																																										
10年7-9月	-26.0	-27.0																																																																																																										
10年10-12月	-25.0	-26.0																																																																																																										
11年1-3月	-23.0	-24.0																																																																																																										
11年4-6月	-26.8	-28.6																																																																																																										
11年7-9月	-24.0	-25.0																																																																																																										
11年10-12月	-22.0	-23.0																																																																																																										
12年1-3月	-20.0	-21.0																																																																																																										
12年4-6月	-18.5	-20.6																																																																																																										

【保証承諾実績】



※有担保保証の保証承諾に占める割合（金額）

- 平成 19 年度：14.3%
- 平成 20 年度：11.1%
- 平成 21 年度：13.5%
- 平成 22 年度：13.6%
- 平成 23 年度：13.0%

（出所：（社）全国信用保証協会連合会）

要望の措置の適用見込み

- 平成 23 年度見込み：1,801 件
- 平成 24 年度見込み：1,626 件
- 平成 25 年度見込み：1,468 件
- 平成 26 年度見込み：1,325 件

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は高い（利用者の 85%弱が、従業員 20 人以下の小規模企業者）。

仮に本特例措置がなければ、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている信用補完制度について、中小企業者等の利用負担の実質的な引上げとなり、中小企業者等の資金繰り支援という政策目標を阻害することになる。

また、本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減（※）し、資金繰り円滑化に寄与する。

※本措置による軽減税率（2.5/1,000）は、保証料の負担と比較するとその負担の 1/10、金利の負担と比較するとその負担の 1/20 に相当すると見込まれる。

※本特例措置による 1 件当たり軽減額試算

- 平成 23 年度：95 千円
- 平成 24 年度：98 千円
- 平成 25 年度：102 千円
- 平成 26 年度：105 千円

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）（租税特別措置法第 66 条の 11 第 1 項第 1 号）

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営安定関連保証等対策費補助金 (平成 24 年度当初予算：39 億円) ・ 資金供給円滑化信用保証協会等補助金 (平成 24 年度当初予算：42 億円) 																		
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記税制措置（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）は信用保証協会の財政基盤の強化を通じて保証債務額の限度拡大に資するものであり、上記補助金（経営安定関連保証等対策費補助金、資金供給円滑化信用保証協会等補助金）は信用保証協会に対する損失補償である。 本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、上記措置と明確に役割分担ができています。</p>																		
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税であることを勘案すると、同様に公的金融を担う信用保証協会の登録免許税を軽減することは、国民の納得できる必要最小限の特例措置である。 さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用補完制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>																		
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税軽減件数</th> <th>減収額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>4,000</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>5,022</td> <td>952</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>4,343</td> <td>823</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>3,058</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1,995</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（出典：法務省「民事・訴訟・人権統計年報」） ※減収額は、登録免許税実績より経済産業省推計</p> <p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規等で設定する場合（下記③等）に適用される措置である。このため、信用補完制度を利用する全ての中小企業者等に適用されるものではないことから、上記適用件数は僅少ではない。 <平成 23 年度の例>（(社)全国信用保証協会連合会アンケートより）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保証承諾件数 ・・・約 87.0 万件 ② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数 ・・・約 1.7 万件 ③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 ・・・約 1,800 件 		課税軽減件数	減収額（百万円）	平成 18 年度	4,000	327	平成 19 年度	5,022	952	平成 20 年度	4,343	823	平成 21 年度	3,058	263	平成 22 年度	1,995	183
	課税軽減件数	減収額（百万円）																			
平成 18 年度	4,000	327																			
平成 19 年度	5,022	952																			
平成 20 年度	4,343	823																			
平成 21 年度	3,058	263																			
平成 22 年度	1,995	183																			

		<p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第 20 条第 1 項に基づく「中小企業者等」とされており、本特例措置は特定の者に偏って適用されない。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>【保証承諾実績】 平成 19 年度：130,273 億円 平成 20 年度：195,811 億円 平成 21 年度：166,252 億円 平成 22 年度：141,723 億円 平成 23 年度：115,533 億円</p> <p>(出典：(社)全国信用保証協会連合会)</p> <p>平成 20 年 9 月のリーマンショック以降、急激に景気が悪化し、信用補完制度の重要性が高まる中、政府では平成 20 年 10 月に緊急保証（保証枠 36 兆円）を措置し、中小企業者等の資金繰りを下支えしてきた。</p> <p>緊急保証の効果により、平成 20～22 年度の保証承諾実績は対平成 19 年度比で大きく増加しているが、緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加せず、本特例措置の適用件数は減少した。</p> <p>また、平成 23 年 3 月の東日本大震災後、政府では平成 23 年 5 月に東日本大震災復興緊急保証を措置するなど、直接被害を受けた中小企業者等に加えて全国的な震災被害対策として、3 階建ての信用保証枠を用意した（対象となる中小企業者等は、無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能）。</p> <p>平成 23 年度は平成 22 年度と比べて、セーフティネット保証の利用は大きく減少し、保証承諾実績そのものも減少しているが、一般保証の利用割合が増加しているため、今後相対的に有担保保証割合が増加することも考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を出来る限り軽減し、中小企業者等の資金調達の円滑化を支援する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記「政策目標の達成状況」及び「租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）」のとおり、信用補完制度は、中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があったものと考えられる。</p> <p>※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。</p>

これまでの
要望経緯

- ・昭和46年に創設
 - ・以後2年ごとに単純延長
 - ・平成23年に軽減率を縮減して延長
(担保物件によらず一律1/1,000に軽減 → 1.5/1,000)
- ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成22年度末までに成立しなかったため、平成23年4月1日～6月30日までは1/1,000、平成23年7月1日～平成25年3月31日までは1.5/1,000